

令和7年度 第1回 評議会 資料④

令和6年度山梨支部事業実施結果について



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

令和6年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
企画総務グループ

◆ 令和6年度目標達成状況

対 応 項 目		指 標	目 標	結 果	評 価
1	インセンティブ（報奨金）制度の本格導入	実績（確定値）の総合順位（全国47支部中）	15位以内/ 47支部中	16位 令和5年度実績	×
2	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合（数量ベース）	【KPI】 前年度末 (82.8%) 以上	89.1% R7.2実績分	○
3	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	【KPI】 54.1%以上	56.16%	○
4	医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信等	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施	【KPI】 定性評価	実施済	—
5	第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（コラボヘルスの推進）	健康宣言事業所数	【KPI】 1,010事業所	1,138事業所	○
6	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	【KPI】 15.0%以下	5.9%	○

1. インセンティブ（報奨金）制度の実施及び検証

○令和6年度事業計画（KPI 設定なし）

- 令和3年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、制度の仕組みや現状、加入者等が実践すべき行動等を示すなど表記を見直す。
- 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。
- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

○令和5年度結果（確定実績まで）

令和4年度実績（確定値）					令和5年度実績（確定値）					インセンティブ（報奨金）付与	財源拠出
44位					16位					なし	0.01% (令和7年度の 保険料率に反映)
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤		
10位	42位	39位	47位	35位	7位	14位	35位	8位	34位		

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

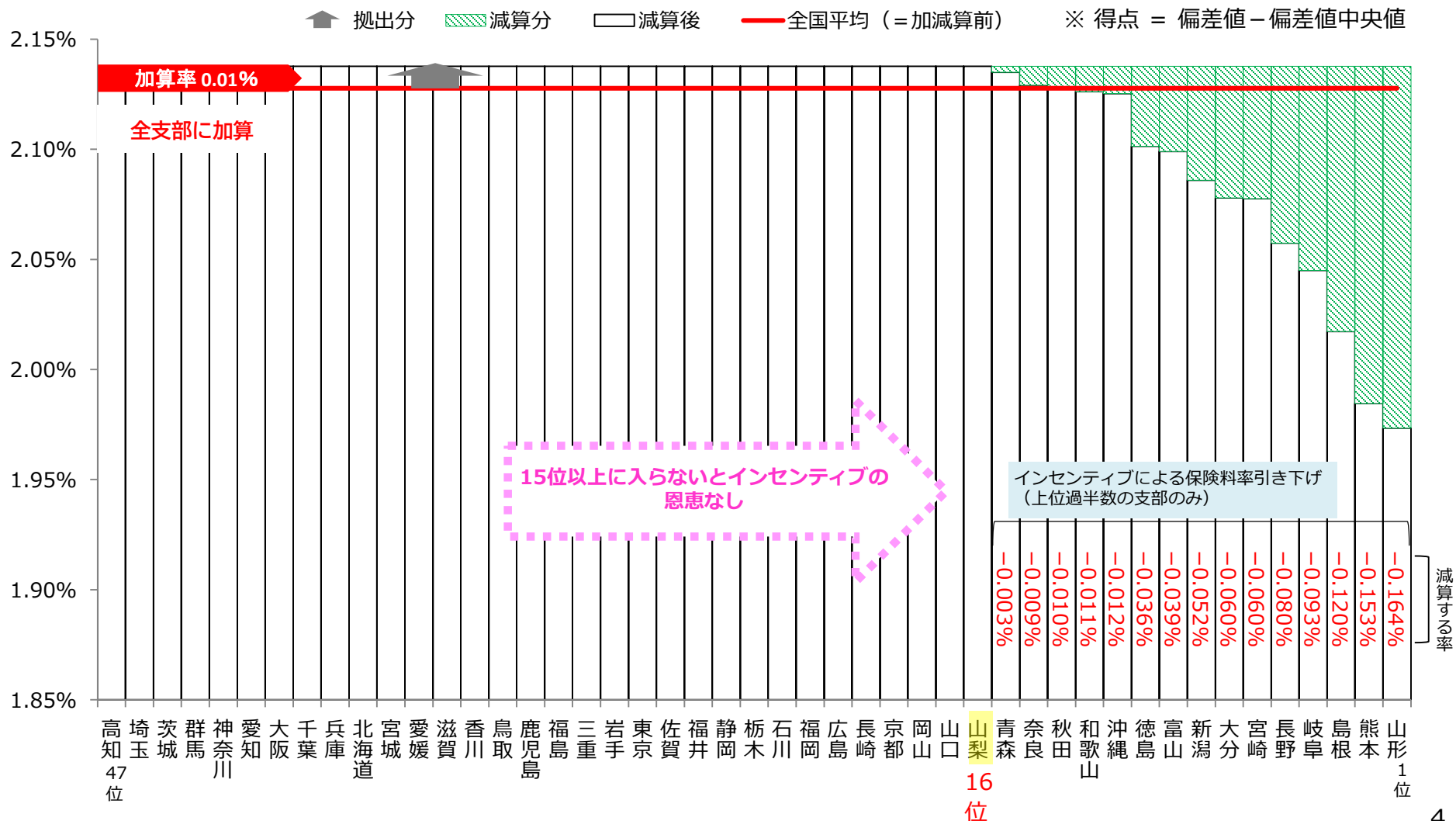
指標④ 要治療者の医療機関受診率

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

■ インセンティブ付与の仕組み・・・（報奨金イメージ）

令和5年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和5年度実績評価 ⇒ 令和7年度保険料率へ反映】



制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、インセンティブ（報奨金）を付与。

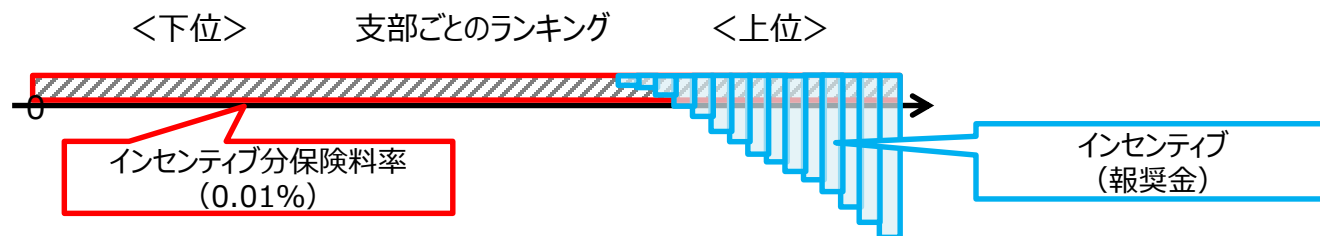
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%※を盛り込む。
 （※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。
 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元～2年度の実績（令和3～4年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和3年度以降の実績（令和5年度以降の保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



○令和6年度取組内容・結果

- 様々な機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進した。
(支部ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、各種会議やイベント等)
- 令和5年度実績の総合順位は16位
惜しくも15位以内に入らなかったため、令和7年度保険料率算定時におけるインセンティブ（報奨金）付与はなかった。
 - インセンティブの財源分の拠出に伴い、令和7年度保険料率に約0.01%が上乗せされている。
 - 令和7年度支部保険料率は9.89%に決定（前年度より0.05ポイント引き下げ）した。
- 5つの評価指標のうち、2つが全国順位30位台である。
 - 指標③（特定保健指導対象者の減少率）は35位、指標⑤（ジェネリック医薬品の使用割合）は34位であった。

○課題・令和7年度の取組

- 「指標③（特定保健指導対象者の減少率）」、「指標⑤（ジェネリック医薬品の使用割合）」について、結果を分析し、健康リスクが高い業態へのアプローチやジェネリック医薬品の使用割合が低い地域への勧奨等、戦略的な取組みを強化する。
- これまでの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただき、行動変容を促す広報を行う。

2. ジェネリック医薬品の使用促進

※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

○令和6年度事業計画（抜粋）

- GE使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、それぞれの課題に応じた取組を行う。
- GEの特長を記載した「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会等と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- 支部の特徴や傾向を踏まえ、若年層の使用割合向上に向けて、若年層の親世代の被保険者に対し、GEの周知や切り替え、選択を促す広報を行う。
- GE使用割合の低い地域において、位置情報をもとに医療機関に通院している加入者等に対し、GE使用促進にかかるジオターゲティングを行い、訴求力のあるランディングページへ誘導することで、行動変容を促し、GE使用割合の向上を目指す。
- 研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。

○K P I：支部のGE使用割合を前年度以上とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標との差
前年度末（82.8%）以上	89.1% (令和7年2月実績)	6.3%（目標達成）

○令和6年度取組内容・結果

- 協会けんぽ山梨支部長、山梨県福祉保健部長、関東信越厚生局山梨事務所長との連名により、医療機関や薬局毎のGE使用割合等のデータで作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」を送付。
 - 1) 医療機関への働きかけ ⇒ 49医療機関へ資料郵送（令和7年3月）
 - 2) 保険薬局への働きかけ ⇒ 41薬局へ資料郵送（令和7年3月）

○令和6年度取組内容・結果（つづき）

- 3) 山梨県薬剤師会との連携 ⇒ 薬剤師会会員の135薬局へ、「お薬手帳カバー（GE 冊子付き）」5,950冊を配布
- 4) 様々な媒体を活用した広報の実施
 - 新聞広告 ⇒ 山梨日日新聞：半3段広告(2月、3月)、山梨新報：半4段広告(2月)
 - WEB広告 ⇒ 位置情報をもとにWEB（バナー）広告を実施（表示回数：1,588,510回）
 - 軽減額通知 ⇒ GE切替率が低い若年層に絞り、GE切替による医療費の削減効果額（医科調剤500円以上、調剤50円以上）が見込まれる対象者（2,500名）に送付
 - 市町と連携 ⇒ 連携協定を締結している12市町と連名で、医療費適正化に関する広報チラシを17,400名に送付

○課題・令和7年度の取組

- 現在、GEの供給が不安定となっているが、引き続き、医療機関、薬局、加入者等へGE使用促進の働きかけを継続する。
- 山梨県薬剤師会と連携し、会員薬局からGE使用促進を含む医療費適正化チラシとともに、「ヴァンフォーレ甲府のキャラクターデザインのマイナ保険証カバー」を加入者に対して配布する。
- 0歳～19歳のGE使用割合が全国平均を下回っており、全体の割合を更に高めていくためには、この年齢層の向上が必須であるため、令和7年度も継続して当該年齢の保護者をメインターゲットにした広報を実施する。
- 山梨県でGE使用割合が低い地域を対象とした支部独自のGE医薬品軽減額の発送を行う。
- 薬剤師会、協定締結市町等、関係団体と連携したGE使用促進の取組みを継続するほか、保険者協議会等と連携してGE使用割合のデータを共有し、他保険者も含めた県全体の状況を把握する。
- GE使用割合の低い医療機関・薬局に対し、地域における使用割合等を記載したお知らせを、関東信越厚生局山梨事務所、山梨県、山梨支部の連名文書と併せて送付する。

3. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

○令和6年度事業計画（抜粋）

- 広報誌の定期発行等を通じて、加入者・事業主等に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。また、より幅広く情報発信するため、youtube動画やSNS等を活用した広報を行うとともに広報結果を踏まえ費用対効果や行動変容等を検証する。
- 令和5年度からの自己負担の軽減に加え、令和6年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用し、周知する。
- 山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。
- 新生児のいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を促す。
- 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、オンラインを活用した研修会の開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。

○K P I：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.1%以上とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標との差
54.1%以上	56.16%	2.06%（目標達成）

○令和6年度取組内容・結果

【広報活動】

- 広報誌、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、関係団体の機関誌などの定期発行物に加え、今年度から新たに始めたLINEの配信や新聞への掲載、支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供などを通じて、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信した。
- 山梨県や山梨県建設業協会と連名でポスターの作成やWeb広告を通じて、健診の受診啓発・高血圧に関する注意喚起などの広報を実施した。
- 令和6年10月に富士川町、令和7年1月と2月に山梨県の健康イベントで血圧測定や血管年齢測定などを実施した。
- 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知した。＜ 送付件数：1,597件 ＞

【健康保険委員】

- 未委嘱事業所等へ外部委託を活用した電話勧奨（1,986社）及び職員による訪問勧奨（159件）を実施した。
- 健康保険委員表彰状伝達式を開催した。（令和6年11月に年金委員表彰と合同で開催）
＜ 理事長表彰：1名 ＞ ＜ 支部長表彰：9名 ＞ ※伝達式後、年金事務所と合同で研修会を開催
- 健康保険委員への情報提供として、「健康保険委員だより」を令和6年8月と令和7年2月に配布した。
- 令和7年3月に山梨県内3会場で参集型の研修会を実施した。＜ 参加者数：約250名 ＞ また、山梨産業保健総合支援センターと山梨障害者支援センターと連携し、オンラインメンタルヘルスセミナーを実施した。＜ 視聴回数：約350回 ＞

○課題・令和7年度の取組

【広報活動】

- 広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容を適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供、健康保険委員委嘱事業所への定期情報提供など、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信する。
- 県、市町村、関係団体等との連携・協力による広報を継続実施する。
- 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知する。
- 健康保険委員研修会や健康づくりイベントでの広報を幅広く実施する。
- 第3期データヘルス計画で6年後に達成すべき目標「血压リスク保有率3%減」を達成するため、減塩に焦点をあてた広報を山梨県と連携のうえ実施する。

【健康保険委員】

- 委嘱者数の拡大に向け、健康宣言と合わせて、外部委託業者による文書・電話勧奨を実施する。
- 健康保険委員研修の拡充に向け、健康保険委員研修会を年2回（春・秋）実施し、委員のニーズが高い、制度説明やマイナ保険証等を中心に、インセンティブ制度やジェネリック医薬品使用促進など加入者・事業主の行動変容を促す説明を行う。
- 健康保険委員への情報提供として、本部作成の総合パンフレットや、健康保険委員限定の情報紙「健康保険委員だより」を配布する。
- 健康づくり事業について、健康保険委員委嘱事業所や健康宣言事業所を中心に、適用事業所を通じた加入者へのメンタルヘルスセミナー等を実施する。

4. 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

○令和6年度事業計画（抜粋）

- 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、山梨県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。
- 医療計画の策定や医療費適正化計画の検討会が行われる医療審議会への参画に向けて、山梨県と関係性を構築し、積極的に意見発信を行う。
- 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。
- 県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。
- 地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

○K P I：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

○令和6年度取組内容・結果

- 県等関係方面への積極的な意見発信、および自治体等との連携強化
 - 1) 県内参加協議会等
 - ・山梨県保険者協議会 ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会 ・健やか山梨21推進会議
 - ・山梨県後期高齢者医療懇話会 ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
 - ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区（4区域）地域・職域保健連携推進協議会
 - ・4市（甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市）の国民健康保険運営協議会
 - ・甲府市食育推進計画協議会
 - 2) 地域医療構想調整会議（中北、富士・東部、峡東、峡南）

＜主な意見発信＞

- 協会けんぽ山梨支部では、健診受診率は全国平均を大きく上回っているが、特定保健指導の実施率や医療機関の受診が必要とされた方の受診率は低調である。これからは健診受診にかかる広報に止まらず、特定保健指導の受診勧奨にも力を入れていくべきと考える。県民のさらなる健康増進を推進するには、健診受診後の生活改善も含めた一連の広報等が必要であり、令和7年度事業計画に盛り込まれている「健診・保健指導の広報」に注力していただきたい。（保険者協議会）
- 協会けんぽ山梨支部の加入者の特徴として、要治療者の受診率が低く、こうした未受診者に速やかに医療機関を受診していただくために受診勧奨を強化しているが、医療保険者だけではなく、事業所や健診機関はもとより、各関係者の協力が必要である。（健やか山梨21推進会議）
- 協会けんぽ山梨支部の加入者は、全国に比べて塩分摂取量が多いことや、働き盛り世代はカリウム摂取量が少ないことから、高血圧となるリスクを高めていることを課題として認識している。令和6年度は減塩に関する広報を計画している。（甲府市食育推進計画協議会）
- 後発医薬品使用促進の広報については、20歳未満やアレルギー用薬（2月～4月）など、ターゲットを絞って実施していただきたい。また、必要があれば、協会けんぽ山梨支部のジェネリック医薬品使用状況の資料を提供する。（後発医薬品安心使用促進協議会）

2）令和6年度に包括的連携に関する協定書等を締結した関係団体

・富士吉田商工会議所 ・山梨県商工会連合会 ・山梨県中小企業団体中央会（すべて令和6年4月に締結）

○課題・令和7年度の取組

- 支部医療費データの集計・分析を踏まえて、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- 保険者協議会と連携した医療費、ジェネリック医薬品関連データを用いた分析を行う。
- その他、各協議会等様々な機会において意見発信を行う。

5. 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の 着実な実施（コラボヘルスの推進）

○令和6年度事業計画（抜粋）

- 健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による健康宣言の勧奨を行う。
- 健康経営を支援・推進する団体（協力事業者）との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。
- 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくり講座を開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策）の推進をサポートする。
- メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

○K P I : 1,010社以上

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標との差
1,010社以上	1,138社	128社（目標達成）

○令和6年度取組内容・結果

- 健康宣言事業所及び健康保険委員委嘱事業所の拡大を図るため、外部委託による文書及び電話勧奨を実施した。
- 宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付した。
- 健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度が見える化した「事業所（業態別）カルテ」を送付した。
- 令和7年3月に山梨産業保健総合支援センターと山梨障害者職業センターと連携し、オンラインメンタルヘルスセミナーを実施した。
＜視聴回数：約350回＞

○課題・令和7年度の取組

<健康宣言事業所のエントリー数拡大>

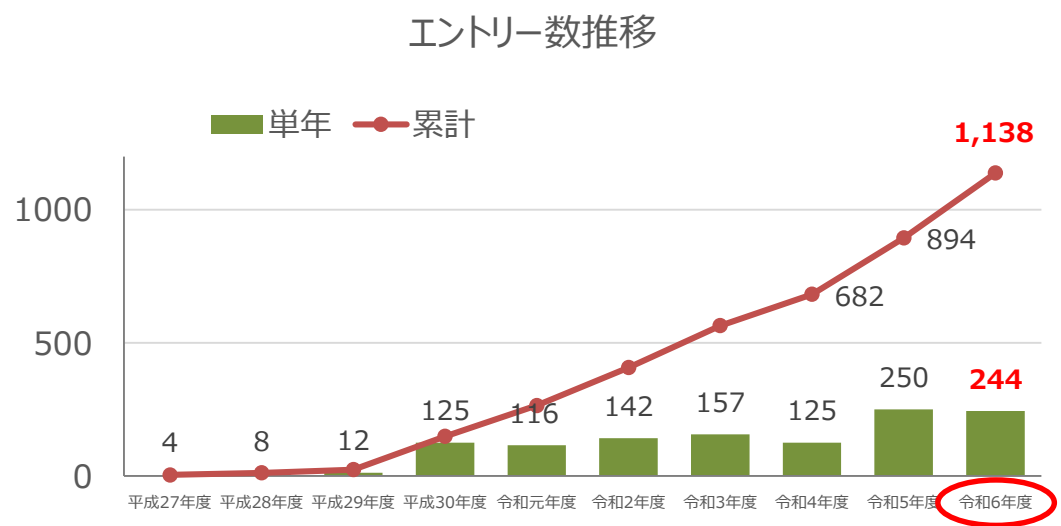
- 今年度目標（データヘルス計画）は「1,150社以上」
- 「やまなし健康経営優良企業」との連携（周知、セミナー等）
- 外部委託による文書、電話勧奨（約2,000件）
- 業種別関係団体（運輸業等）との連携強化

<健康宣言事業所への支援・健康経営度の向上>

- 協力事業者との連携による支援体制の拡充
- 「事業所（業態別）カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- 「オンラインメンタルヘルスセミナー」の開催や山梨産業保健総合支援センターと連携した出前講座の実施などのメンタルヘルス対策

	令和7年3月末現在	
	エントリー事業所数	
	(単年)	(累計)
平成27年度	4 社	4 社
平成28年度	8 社	1 2 社
平成29年度	1 2 社	2 4 社
平成30年度	1 2 5 社	1 4 9 社
令和元年度	1 1 6 社	2 6 5 社
令和2年度	1 4 2 社	4 0 7 社
令和3年度	1 5 7 社	5 6 4 社
令和4年度	1 2 5 社	6 8 2 社※1
令和5年度	2 5 0 社	8 9 4 社※2
令和6年度	2 4 4 社	1, 1 3 8 社

※1： 共済組合への移行や廃業により、累計から7件のマイナスとなる。
※2： 健康宣言内容を更新されない事業所の登録解除や廃業により、累計から38件のマイナスとなる。



『参考：健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）』

ブライト500を含む認定事業所数：119社
※ 山梨支部加入事業所（「目指そう！健康事業所」エントリー事業所）

6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○令和6年度事業計画

- サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。
- 100万円を超える調達とは原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において妥当性の審査をするとともに、調達結果等をホームページに公表し、透明性を確保する。
- 業者への声掛けの徹底、十分な公告期間や履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。

○K P I：一般競争入札に占める一者応札案件（年度内に契約した案件）の割合を15%以下とする。
ただし、年間6件以下の場合は1件以下とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	達成状況
15.0%以下	5.9% （1件/17件中）	15.0%以下のため目標達成

○課題・令和7年度取組

- 十分な公告期間・履行期間を確保し、公告後は業者への周知や声掛を実施する。
- 複数者が応札するよう調達担当者や事業実施グループより声掛を実施する。

令和 6 年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
保健グループ

＜＜健診＞＞

特定健康診査（特定健診）とは

平成 20 年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。
保険者に義務づけられている。

40 歳から 74 歳の人に対して、生活改善指導（特定保健指導）を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の 3 つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

○令和6年度事業計画

- 委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。
- 2023年度からの自己負担の軽減に加え、2024年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を推進する。
- 市町村や商工会、健診実施機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- 新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。また、過去3年間のうち一度も生活習慣病予防健診を受診していない被保険者に対し、個別に受診勧奨を実施する。
- コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌等を配布し、受診勧奨を行う。

○K P I : 生活習慣病予防健診の実施率を72.1%以上とする。

(40-74歳実施見込者数：73,980人、対象者数102,607人)

令和6年度 目標	令和6年度 受診者数	令和6年度 実施率	目標達成度	令和5年度 実施率	R6-R5
72.1%	78,870件	73.7%	102%	79.0%	▲5.3%

※令和6年度被保険者対象者数：106,993人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 委託健診機関の拡大を図るため3機関に訪問勧奨および電話勧奨を行った。うち1機関と契約締結に向け準備中。他2機関は資料を基に生活習慣病予防健診について説明したが、人員不足等の理由により現在検討中のため、早期の契約は困難な状況。
- 健診実施機関の協力のもと、市町村や商工会等と連携し、集団健診を実施した。
- 市町村や商工会等と連携した集団健診について、更なる保健事業の充実（自己負担軽減、付加健診の対象年齢拡大）の内容を含めた広報を行い、受診勧奨を行った。受診事業所数は61件、勧奨後受診者数は13人増加した。
- 新規適用事業所宛健診案内 549件、任意継続新規加入者案内を 528件発送し、受診勧奨を行った。
- 3か年未受診の被保険者の自宅へ生活習慣病予防健診の受診勧奨文書を送付した。（14,828件）
- 健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌（計4,001 件）の送付や年1回の事業所カルテ等の送付（1,110件）により、加入者の健康意識啓発を行った。
- 集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R6) 36日 - (R5) 34日 = 2日
受診勧奨事業所数	(R6) 10,035 - (R5) 10,078 = ▲43事業所
勧奨後受診事業所数	(R6) 939 - (R5) 878 = 61事業所
勧奨後受診者数	(R6) 2,536 - (R5) 2,523 = 13人

2. 事業者健診データ取得率の向上

○令和6年度事業計画

- 事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- 同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。
- 同意書を取得している事業所分について、健診実施機関に対してデータの提出期限を設定し健診推進経費を活用することにより早期かつ確実なデータ取得を図る。

○K P I：事業者健診データの取得率を3.6%以上とする。（取得見込者数：3,694人、対象者数102,607人）

令和6年度 目標	令和6年度 取得数	令和6年度 取得率	目標達成度	令和5年度 取得率	R6-R5
3.6%	2,541件	2.4%	67%	2.7%	▲0.3%

※令和6年度被保険者対象者数：106,993人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 取得件数は、2,541となった。（事業者健診から生活習慣病予防健診に切り替えをする事業所が増加していることが、目標達成に至らない主な要因となっている。）
- 提供依頼書未取得の事業所304件を対象とし、外部委託により提供依頼書取得等の業務を行った。30件の提供依頼書を取得したが、有効な提供依頼書は4件であった。また、紙媒体結果票557名分（うち再取得323名分）ほか支部で取得した健診結果票のデータ作成についても外部委託し、合計983件の健診結果データを作成した。
- 健診実施機関へのデータ作成契約勧奨を行い、1健診実施機関と作成委託契約を締結した。
- 提供依頼書取得済の事業所について、健診推進経費を活用し健診翌月から3か月以内にデータを提出した健診実施機関へ1件当たり200円（税込）支払う覚書を29機関と締結し、9機関へ674件分の支払いを行った。

3. 特定健診受診率（被扶養者）の向上

○令和6年度事業計画

- オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査の実施会場・実施回数を拡大し、受診行動につなげていく。また、健診実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。
- 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、受診勧奨を行う。
- 市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、実施率の向上を図る。
- 新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

○K P I：特定健康診査の実施率を42.1%以上とする。（実施見込者数：1,0760人 対象者数25,557人）

令和6年度 目標	令和6年度 受診数	令和6年度 実施率	目標達成度	令和5年度 実施率	R6-R5
42.1%	9,517件	41.7%	99%	41.4%	+0.3%

※令和6年度被扶養者対象者数：22,796人（令和7年3月末日）

○令和6年度取組内容・結果

- 大型商業施設を利用したオプション測定付き健診「まちかど健診※」については2会場、日数は9日間、富士吉田市で「ミニまちかど健診」を1日間実施し、670名が受診した。また、受診率の低い市町を対象としたオプション測定付き健診「ミニまちかど健診」を、甲府市、富士河口湖町で各1日、都留市、富士吉田市、上野原市で各2日実施し、134名が受診した。
- 来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。(601件)
- 新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。(3,278件)
- その他、協定を締結している甲府市、富士吉田市と連携し、受診もれのないよう市の集団健診の日程を広報し受診勧奨を行った。

※まちかど健診

年度末の未受診者対策を目的とし、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。

併せて令和4年度からは、オプション測定付き「ミニまちかど健診」を受診率の低い市町で実施している。

会 場	日 程	勧奨者数	受診者数
ラザワーク甲斐双葉 (2Fラザホール)	令和7年3月10日(月)～3月14日(金)	20,702件 (山梨県内在住の未受診者へ発送) ※東京支部加入、山梨県内在住者含む	273名
イオンモール甲府昭和 (3Fイオンホール)	令和7年2月25日(火)～2月28日(金)		303名
富士吉田市民会館	令和7年3月18日(火)		94名
山梨県JA会館	令和6年12月20日(金)	695件	15名
都留市まちづくり交流センター	令和6年12月25日(水)・令和7年1月17日(金)	1,100件	42名
上野原市文化ホール	令和6年12月23日(月)・令和7年1月31日(金)	506件	30名
ホテルレジーナ河口湖	令和7年1月16日(木)	2,355件	20名
富士吉田市民会館	令和6年12月19日(木)・令和7年1月15日(水)		27名

＜＜特定保健指導＞＞

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。

保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導（初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価）を行う。

4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

○令和6年度事業計画

- 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に訪問や電話による保健指導の利用勧奨を行う。
- 特定保健指導の質を確保した上で健診実施機関等への外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率向上に繋がるよう保健指導案内等の送付時を利用し、実施勧奨を行う。
- 事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。

○K P I：被保険者の特定保健指導の実施率を24.9%以上とする。（実施見込み者数 3,915人）

【実施結果：被保険者の特定保健指導の実施率 28.9% 実施者数 4,585人】

	R6目標（件）			R6実績（件）			目標到達度（%）			R5実績（件）			R6-R5（件）		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	3,560	1,842	5,402	3,358	2,598	5,956	94%	141%	110%	3,899	1,737	5,636	▲541	+861	+320
評価	2,580	1,335	3,915	2,726	1,859	4,585	106%	139%	117%	2,320	1,373	3,693	+406	+486	+892

○令和6年度取組内容・結果

- 特定保健指導の利用案内及び指導機会の確保における標準モデル（実施責任支部の明確化した特定保健指導対象者全員への利用案内モデル）に基づき、これまでの支部における特定保健指導の利用案内業務を見直した。特定保健指導の利用案内率の向上、訪問決定率が高まる案内方法への変更（日付・時間入りでの案内、回答用紙レイアウトの見直し、案内後の電話勧奨の徹底等）、アウトソースを活用した事務の効率化等を図った。
- 経年的に特定保健指導の利用率が低い事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に支部長や保健グループ職員等が訪問等による利用勧奨を行った。
- また、支部全体の実績に対して影響度が大きい総合工事業及び機械器具製造業の関係団体（（一社）山梨県建設業協会、（一社）山梨県機械電子工業会）と連携を図り、連名でポスターを作成し会員事業所に送付した。ポスターの構成は、業態の健康課題を踏まえた特定保健指導の利用勧奨及び要医療と判断された方への医療機関の受診勧奨とした。
- 外部委託については、県内の特定保健指導受託健診機関と日頃より連携を図り、情報交換しながら顔が見える関係性の構築に努めた。また、健診機関において健診当日に初回面談を実施できる体制を確保すべく、何度も繰り返して訪問するなど粘り強く交渉を進め、委託実績向上・新規契約につなげた。（2機関と新規契約）
- 健康宣言事業所に対し、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時に勧奨を実施した。
- 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、3事業所の特殊健診日に特定保健指導を実施した。

5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

○令和6年度事業計画

- 被扶養者を対象とした商業施設等を利用しての健診実施日に健診機関と連携して特定保健指導を行う。

○K P I : 被扶養者の特定保健指導の実施率を14.2%以上とする。(実施見込み者数 : 131人)

【実施結果 : 被扶養者の特定保健指導の実施率 7.7 % 被扶養者実施者数 65人】

	R6目標(件)			R6実績(件)			目標到達度(%)			R5実績(件)			R6-R5(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	120	40	160	12	33	45	10%	83%	28%	67	32	99	▲55	+1	▲54
評価	97	34	131	39	26	65	40%	77%	50%	47	30	77	▲8	▲4	▲12

毎月後日の案内を行っているものの個別の申し込み実績は伸び悩む。

商業施設等でのまちかど健診時の健診機関における保健指導の実施ができなかったことで、実績が低迷した。

○令和6年度取組内容・結果

- 健診結果に基づき、特定保健指導の利用券を送付 757名。
- 自治体主催の結果説明会で保健指導(1町)を実施。
- 1市と連携し、市のイベントと併せての特定保健指導の実施を計画し案内送付するも申し込みなし。

6. 特定保健指導対象者減への取組

○令和6年度事業計画

- 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、評価体制の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な指導のために備えるべき要素等のスキルアップに向けた研修を計画的に実施する。
- 外部委託によるICTを組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を行う。
- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせた、より質の高い保健指導を実施する。

○令和6年度取組内容・結果

- 年6回の支部内研修会を実施。保健指導者が研修の企画立案から主体的に携わることで、研修会に積極的に参画できるよう調整を図った。成果が求められる第4期特定保健指導に対応すべく、グループワークや講義等を通して、アウトカム評価可能な目標設定を導き出し、行動変容を促す効果の高い保健指導を実施するためのスキルアップを図った。
- 12月に保健指導委託機関及び支部保健指導者を対象とした特定保健指導従事者合同研修会を開催。事例を通じたリフレクション等を通じて特定保健指導に携わる専門職全体のスキルアップに取り組んだ。
- 令和5年度より引き続き、外部の保健指導専門機関に積極的支援初回面談後の継続的な支援を委託した。
- 新たに検診車における生活習慣病予防健診の当日に、遠隔による初回面談分割実施業務を保健指導専門機関に委託した。

≪重症化予防事業≫

○未受診者の受診勧奨事業

血圧、血糖、脂質に関する検査値が要治療域と判定されながら、医療機関を受診していない35歳以上75歳未満の加入者に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業。

一次勧奨対象者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)	LDL
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

二次勧奨対象者

①	収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
	180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

② 一次勧奨該当基準（血圧・血糖・LDL）のうち、2つ以上に該当する者

なお、令和6年4月健診受診者より、空腹時血糖及びHbA1cが基準値に該当し、かつ、尿蛋白が+以上の者に対しては、尿蛋白陽性を放置することのリスク等についても伝えることとなった。

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導を行う事業。

7. 未受診者への受診勧奨事業

○令和6年度事業計画

- 健康意識が高い健診当日から一次勧奨までの間に健診機関からの0次勧奨（パンフレット手交等）及び契約保健師による電話勧奨を実施する。
- 支部による未治療者への二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と契約保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、より効果的に実施する。
- 新たに対象者に加わる特定健診受診の被扶養者や事業所健診データ取得者等の未治療者への受診勧奨について、手法等を検討する。
- 事業主や健診担当者に対して医療機関への受診勧奨のための環境整備及び支援体制の構築を働きかけていく。

○K P I：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。

【 実施結果：令和5年度健診受診分の医療機関受診率 35.1% ← 令和4年度 31.3 % 】

○令和6年度取組内容・結果

- 健診当日の健診機関による効果的な受診勧奨を目的として、山梨県福祉保健部健康増進課と連名で高血圧に関する情報発信や受診を勧める内容のポスター及びパンフレットを作成。生活習慣病予防健診実施機関の協力を得て、健康意識が高い健診当日に受診を促した。
- 被扶養者や事業者健診データ取得者に対し、支部からの文書による二次勧奨を実施することとし、令和6年4月健診受診者分より勧奨を実施した。また、令和7年度の被扶養者向けの健診年次案内に、新たに受診勧奨に関する案内を同封した。
- 健康宣言事業所を対象として「健診後の取組（受診勧奨等）に関するアンケート」を実施。アンケートの集計結果及び事業所の取り組み事例をフィードバックした。また、集計結果を令和7年度の事業計画に反映させ、「健診結果を活かした健康経営取組支援を目的としたパンフレット及びポスターの作成」を立案した。

【受診結果】

対象者9,924人中、受診者数 3,484人 受診率 35.1%

(R5.4月～R6.3月健診受診者への文書・電話勧奨)

本部による一次（文書）勧奨の実施

⇒ 送付実施者数：6,915人

支部による二次勧奨の実施（一次勧奨の未治療者）

⇒ 文書勧奨：6,067人（送付実施者数）

⇒ 電話勧奨：2,453人（協会けんぽ 2,398人、健診機関 55人）

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

○令和6年度事業計画

- 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
⇒ 糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数：7人
- 糖尿病重症化予防事業の実施拡大に向け、医師会や医療機関等の団体と連携して事業を進めていく。

○令和6年度取組内容・結果

- 実施案内送付数：73人
- 新規保健指導実施者：2人
山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに73人の方に保健指導案内を送付。2名の方より参加希望があり、主治医より指示書の提供を受けて、1名は8月から3月にかけて保健指導並びに支援を実施。1名は初回面接のみ実施。
- 平成30年度に策定された「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が見直されることとなり、案の段階から山梨県福祉保健部国保援護課と連携を図り、対象者基準等（糖尿病の疑い者含む）について意見するなど、令和7年3月改定された「山梨県糖尿病重症化予防プログラム」の改定に関与した。

令和6年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
業務グループ

1. サービス水準の向上

○令和6年度事業計画

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード:10日間）を遵守する。
- 電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。
- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、支部に設置した「C S 向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。

○K P I

①サービススタンダードの達成状況 () 内は令和5年度実績

令和6年度 事業計画	令和6年度 事業結果	目標 K P I との差
100% (100%)	100% (100%)	－ (－)

②現金給付等の申請にかかる郵送化率 () 内は令和5年度実績

令和6年度 事業計画	令和6年度 事業結果	目標 K P I との差
92.6%以上 (96.0%以上)	94.9% (92.6%)	2.3% (▲3.4%)

○令和6年度取組内容・結果

- 傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間以内）について、進捗状況を適切に管理したことで100%を達成できた。
- サービススタンダードの平均所要日数は5.14日（令和5年度5.99日）に短縮して支給できている。（全国平均5.53日）
- 電話対応時や各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知した。また、申請書の提出のみで窓口に来られるお客様のために、窓口申請書受付BOXを設置し、現在、毎月100件を超える利用となっている。
その結果、郵送化率は94.9%（令和5年度92.6%）と計画を上回ることができた。
- 令和5年度の架電調査満足度100%の維持を目標に、毎月職員同士で電話対応の相互チェックを実施しC S 向上検討委員会で共有するなど、サービス水準の向上に取り組んだ。

2. 現金給付適正化の推進

○令和6年度事業計画

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む）を行うとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。

○令和6年度取組内容・結果

- 保険給付適正化 P T 会議開催回数：7回
- 事業主への立入検査実施結果：0件
- 傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。
- 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
24件	1,834,059円	35件	8,425,785円

- 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

件数	金額
1件	78,335円

3. 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう 施術療養費の照会業務の強化

○令和6年度事業計画

- 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

○ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

() 内は令和5年度実績

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標 K P I との差
0.64%以下 (0.65%以下)	0.62% (0.64%)	▲0.02% (▲0.01%)

○令和6年度取組内容・結果

- 多部位かつ頻回の申請に対し、2,798件の文書照会を実施した。（令和5年度2,972件）
- 長期・頻回・多部位の請求割合が高い施術所を抽出し重点的に調査を行った。その結果、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合は0.02%減少することができた。

4. 被扶養者資格の再確認の徹底

○令和6年度事業計画

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書や電話にて勧奨を行う。
- 未送達事業所については、所在地調査により、送達の徹底を行う。

○被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 前年度以上（KPIの設定なし）

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標との差
85.7%以上	88.2%	2.5%

○令和6年度取組内容・結果

- 10月下旬から11月中旬にかけて、被扶養者資格再確認対象の9,153事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、8,076事業所から確認書の提出があった。
- 令和6年度事業開始に先立ち、令和5年度未提出の事業所へ、施行規則等を明示した文書による提出勧奨を実施した。
また、11月末の提出期限までに未提出の事業所の内、573事業所に電話勧奨を実施した。
- 取組の結果、448名の被扶養者資格が解除となり、前期高齢者納付金の負担軽減が図られた（令和5年度263名）。

令和6年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
レセプトグループ

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

○令和6年度事業計画

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。

○K P I ①：協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標 K P I との差
0.090%以上 (0.058%以上)	0.072% (0.090%)	▲0.018% (0.032%)

○K P I ②：協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

() 内は令和5年度実績

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標 K P I との差
5,913円以上 (4,934円以上)	7,507円 (5,913円)	1,594円 (979円)

○スキルアップ事業実施状況

実施年月 実施状況等	令和6年9月 本部主催WEB研修会 令和6年10月 大阪支部主催WEB勉強会 令和7年1・3月 山梨支部主催WEB研修会
研修内容	令和6年度診療報酬改定 令和6年度調剤報酬改定

支部内勉強会	毎月2回開催
支払基金との再審査 疑義事例協議会	毎月1回開催

○多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
5名	3名	3名	5名

○令和6年度取組内容・結果

- 内容点検について、令和6年度診療報酬・調剤報酬改定に伴う、本部主催の研修・外部講師による支部研修（2回）・他支部との勉強会等を通じて点検員のスキルアップを図った。システムによる点検においては、効率的かつ効果的に取組むとともに、高額点数レセプトにも注力し、査定率・査定額向上に努めたが、KPI①協会のレセプト点検査定率は0.072%（▲0.018%）で目標未達成となった。KPI②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額については、7,507円（1,594円）で前年度以上となり目標を達成するに至った。
- 多受診者対策として、保険給付適正化 P T 会議を定期的を開催し、支部内で情報共有及び医療費適正化に向けて協議した。対象者への対応として、行動変容を促す文書の送付や、厚生局等と不正薬剤取得の事案について連携し、適正受診を図った。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権管理回収業務の推進

○令和6年度事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後、保険証未回収者に対する返納催告を早期に行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

○K P I ①：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標 K P I との差
93.88%以上 (95.14%以上)	93.08% (93.88%)	▲0.8% (▲1.26%)

() 内は令和5年度実績

○K P I ②：返納金債権（診療報酬返還金（不当）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。

令和6年度事業計画	令和6年度事業結果	目標 K P I との差
87.15%以上 (87.52%以上)	82.58% (87.15%)	▲4.57% (▲0.37%)

() 内は令和5年度実績

○令和6年度取組内容・結果

- 保険証回収業務について、日本年金機構の資格喪失処理後、10営業日以内に保険証未回収者に対し返納の文書催告を実施し、一次催告後も未回収者に対しては、二次催告及び三次催告を実施した。また、電話番号が把握できた未回収者に対して、電話催告を複数回実施し、保険証回収率の向上に努めた。KPI①1か月以内の保険証回収率は93.08%(▲0.8%)で目標には至らなかったが、全国平均を大きく上回る(全国1位)高い保険証回収率を維持することができた。
- 債権管理回収業務については、業務フローに基づき定期的な催告(弁護士名催告含む)及び費用対効果を踏まえた法的手続きを3件実施した。また、高額債権については、保険者間調整を積極的に案内し、債権回収に努めた。KPI②返納金債権の回収率は82.58%(▲4.57%)で目標には至らなかったが、全国平均を上回る(全国6位)高い債権回収率を維持することができた。